第四十三条中「八課」を「七課」に改め、「国際基準課」を削る。

第四十五条に次の一号を加える。

七　消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るものの総括に関すること。

第四十六条を削る。

第四十七条第二号中「こと」の下に「（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。）」を加え、同条を第四十六条とし、第四十八条を第四十七条とし、第四十九条から第五十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第四目中第五十三条を第五十二条とし、第五十四条から第六十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第五目中第六十五条を第六十四条とし、第六十六条から第七十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第六目中第七十四条を第七十三条とし、第七十五条から第八十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第三節中第八十六条を第八十五条とする。

第一章第四節中第八十七条を第八十六条とし、第八十八条から第九十条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第五節中第九十一条を第九十条とし、第九十二条から第九十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第一款中第九十五条を第九十四条とする。

第二章第一節第二款第一目中第九十六条を第九十五条とし、第九十七条から第九十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第二款第二目中第百条を第九十九条とし、第百一条から第百十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第三款中第百十六条を第百十五条とし、第百十七条を第百十六条とする。

第二章第一節第四款中第百十八条を第百十七条とし、第百十九条を第百十八条とし、第百二十条を第百十九条とする。

第二章第二節第一款中第百二十一条を第百二十条とする。

第二章第二節第二款第一目中第百二十二条を第百二十一条とし、第百二十三条から第百二十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第二節第二款第二目中第百二十九条を第百二十八条とし、第百三十条から第百四十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第二節第三款中第百四十八条を第百四十七条とする。

附則第六条中「第七十七条各号」を「第六十九条各号」に改める。

附則第七条中「第七十七条各号」を「第七十六条各号」に改める。

別表中「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第十一条　消費経済審議会令（平成八年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三十人」を「二十人」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十二条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十七人」を「十六人」に改める。

第八十条中「十三課」を「十二課」に改め、「消費経済対策課」を削る。

第九十二条第一号中「及び消費経済対策課」を削り、同条第三号中「消費経済対策課及び」を削る。

第九十三条を次のように改める。

第九十三条　削除

（食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令の一部改正）

第十三条　食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令（昭和二十三年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣（第三号及び第五号に掲げる費用については、厚生労働大臣）」を加え、本則第一号、第二号及び第四号中「第二項」を「第三項」に改める。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第十四条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条（見出しを含む。）中「第六十九条第一項」を「第六十九条第一項及び第二項」に改める。

第四十一条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第四十条　法第七十条第三項の政令で定める権限は、法第十九条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第二項及び第三項並びに第六十八条の規定による権限とする。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号から第五号までに掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。第九項において同じ。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県の知事

二　法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第四項の規定による命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも特定製造業者等に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県知事

三　法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収に関する事務　当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四　法第二十条第三項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務　当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

五　法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査（いずれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務　当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

第十一条第二項中「農林水産大臣に関する規定」を「内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十九条の十四第三項及び第五項並びに第二十条第六項の規定を除く。）」に改め、同条第三項中「農林水産大臣の権限に属する」を削り、「農林水産省令」を「内閣府令・農林水産省令」に改め、「内容を」の下に「消費者庁長官及び」を加え、同条第六項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、「農林水産大臣の権限に属する」を削り、「第二十一条第二項に規定する」を「第二十一条の二第二項の規定による」に、「農林水産省令」を「内閣府令・農林水産省令」に改め、「結果を」の下に「消費者庁長官及び」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「農林水産大臣」を「消費者庁長官又は農林水産大臣」に、「第二十一条第二項に規定する」を「第二十一条の二第二項の規定による」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「同項第二号又は第三号」を「同項第三号又は第四号」に、「農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者等に関するもの（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等）を「事務（特定製造業者等）に、「農林水産省令」を「内閣府令・農林水産省令」に改め、「結果を」の下に「消費者庁長官及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。